

日田市に転入される方へ

種 別	日田市での手続き	担 当	必要なもの
通知カードを受け取られていない方	再送付の手続きが必要です。(職員へお申し出ください)	市民課 窓口サービス係 (1階)	本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)
通知カード・個人番号カードの記載事項変更	カードの記載事項変更(住所の裏書)を行います。		通知カード 個人番号カード
住民基本台帳カード、電子証明書の交付を希望される方	旧住所地作成の住基カードの継続利用が可能です。転入届の提出から90日以内に継続手続きを行ってください。(手続きは日田市役所本庁舎のみ)		住基カード (暗証番号が必要です。)
印鑑登録を希望される方	新規の登録が必要です。 (旧住所地での登録は、抹消されています。)		登録する印鑑 公的機関が発行した写真付の身元確認書類(運転免許証等)
大分県交通災害共済に加入される方	指定の申込用紙にて随時受け付けを行っています。	市民活動推進課生活安全係 (2階)	掛金 1口 360円 (1人1口まで加入可)
介護保険	65歳以上の方は新たに被保険者証の交付を受けてください。	長寿福祉課介護保険係 (1階)	認定を受けている方は受給資格証明書を持参してください。
国民健康保険	新たに加入の手続きをしてください。	健康保険課 国保・年金係 (1階)	印鑑
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険の加入手続きが必要です。 (75歳以上 等)		印鑑 負担区分等証明書(前住所地で発行)
公的年金 (国民年金・厚生年金等)	国保・年金係または日本年金機構日田年金事務所にて住所変更等の手続きが必要です。		年金手帳・年金証書、印鑑
障害者手当 身障者手帳 障がい福祉サービス	障害福祉係での手続きが必要です。	社会福祉課 障害福祉係 (1階)	印鑑 身障者手帳
特別児童扶養手当			印鑑、証書(県外より転入された方は窓口でご確認ください)
乳児(1歳未満)のオムツ処理用の指定ごみ袋の支給	1歳未満のお子さんがある方は申請を行ってください。 (支給は1回限り)	こども未来室 家庭支援係 (1階)	
子ども医療費	中学生までの児童を対象に医療費助成を行っていますので、子ども医療費の受給資格者証交付申請を行ってください。		健康保険被保険者証
児童扶養手当	手続きが必要です。		前住所地で受給されていた方は、前住所地での証書、印鑑、預金通帳 新規の方は、印鑑、預金通帳、所得証明書、年金手帳 母子記載の戸籍謄本

種 別	日田市での手続き	担 当	必要なもの
児童手当	手続きが必要です。	こども未来室 家庭支援係 (1階)	受給者の方の健康保険被保険者証、預金通帳、所得証明書。
ひとり親家庭等医療費	手続きが必要です。		印鑑、全員の健康保険被保険者証、所得証明書、預金通帳、戸籍謄本(親子関係のわかるもの)
し尿汲み取り	し尿汲み取りの必要な方は連絡してください。	環境課 (2階)	
家庭のごみ出し	「家庭のごみ収集日程表」の分別方法、日程にしたがって出してください。(日程表は環境課にあります) ごみの排出場所については、近所の方にお問い合わせください。		「ごみ」は、 <u>専用の指定袋</u> により出してください。
上下水道	使用開始の手続きが必要です。	水道課 管理係 (5階)	開栓手数料 300円
小・中学校に在学している児童・生徒のいる方	市立学校への入学届を市民課窓口で交付しますので該当校へ提出してください。	学校教育課 学務係(別館) ☎ 22-8221	
犬の登録	犬を飼っている方は、登録事項変更申請が必要です。	健康保険課 保健医療係 (ウエルビー71階) ☎ 24-3000	前住所地で交付された鑑札
予防接種	5歳未満のお子さんがいる世帯へは、翌月20日頃に予診票を送付します。 5歳以上のお子さんがいる方で、予診票が必要な場合は各医療機関に備え付けていますのでそちらをご利用ください。		
母子健康手帳別冊の妊婦及び乳児健康診査受診票	妊婦または1歳未満のお子さんがある方は、健診受診票を交換もしくは再交付します。	健康保険課 健康支援係 (ウエルビー71階) ☎ 24-3000	前住所地で交付された母子健康手帳と健診受診票
ケーブルテレビに加入される方	サービスエリアの確認及び手続きが必要です。	情報統計課 行政情報発信係(6階)	口座登録している印鑑

個人番号カードの申請を受け付けています

詳しくは、市民課までお問い合わせください。

(必要書類)・通知カード ・本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ・住基カード(お持ちの方)

※平成27年10月5日以降に転入の手続きをした方は、通知カードの送付が遅れる場合があります。

ご不明な点は、担当課へ直接お問い合わせいただくか、最寄りの振興局または振興センターでお尋ねください。

□ 本 庁	23-3111	□ 五和振興センター	22-4126
□ 天瀬振興局	57-3101	□ 夜明振興センター	27-2121
□ 大山振興局	52-3101	□ 大鶴振興センター	28-2121
□ 前津江振興局	53-2111	□ 小野振興センター	29-2201
□ 中津江振興局	54-3111	□ 東有田振興センター	24-8111
□ 上津江振興局	55-2011		